

3. 犯罪被害者等支援のための具体的施策

① 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供

被害者の手引の作成・配布

犯罪被害者等にとって、犯罪によって受けた被害を回復・軽減するために受けることのできる支援の内容や、刑事手続に関することは、あまりなじみのないものであり、このような情報は早期かつ、包括的に提供される必要があります。都道府県警察においては、刑事手続の概要、捜査へのご協力をお願い、犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口についてわかりやすく記載したパンフレット「被害者の手引」を作成しています。

「被害者の手引」は、原則として、殺人や傷害、性犯罪等の身体犯、ひき逃げ事件や交通死亡事故等の重大な交通事故事件の犯罪被害者等に配布され、その際「被害者の手引」の内容について説明がなされます。「被害者の手引」には、

刑事手続の概要と捜査へのご協力をお願い

犯罪被害者等に対する支援要員制度

刑事手続、捜査状況の情報に関する制度等

裁判で利用できる制度

安全の確保に関する制度

経済的支援や各種支援・福祉制度

精神的被害の支援

各種相談機関・窓口

に関する内容が盛り込まれており、このほか、交通事故事件の犯罪被害者等に対して配布する手引には、

自動車損害賠償責任保険等の自動車保険制度や自動車損害賠償保障事業等についての情報

が盛り込まれています。

さらに、外国人の犯罪被害者等のために、英語を始めとする各種外国語版の手引も各都道府県警察の実情に応じて作成されています。



被害者の手引



交通事故・事件用



各種外国語版の手引

被害者連絡制度

捜査の状況や加害者がどのような処分を受けたかなどに関する情報は、犯罪被害者等にとって、非常に関心の高いものです。特に、殺人や傷害、性犯罪等の身体犯、ひき逃げ事件や交通死亡事故等の重大な交通事故事件の犯罪被害者等は、被害によって受ける精神的苦痛が大きく、事件捜査への関心も高いことから、警察では、原則として、身体犯や重大な交通事故事件の犯罪被害者等に対し、刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡を行う被害者連絡制度を設けています。

なお、検察庁においても、犯罪被害者等や参考人の方等に対し、事件の処分の結果、裁判の結果等に関する情報を提供するために、被害者等通知制度を設けています。

● 被害者連絡の対象

殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の犯罪被害者等

ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の犯罪被害者等

● 被害者連絡の内容

刑事手続や犯罪被害者等のための制度

捜査状況(被疑者検挙まで)

被疑者の検挙状況 *注1)

逮捕被疑者の処分状況 *注2)

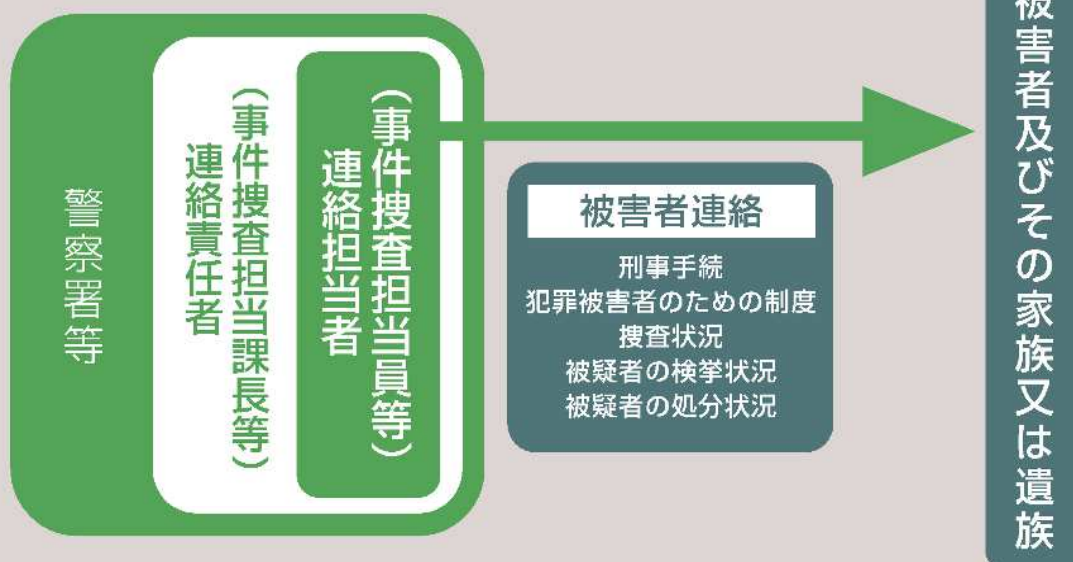
*注1) 被疑者を検挙したことや被疑者の氏名、年齢などを連絡します。

なお、被疑者が少年の場合は、少年の健全育成の観点から、その保護者の氏名等を連絡する場合があります。

*注2) 処分結果(起訴、不起訴等)や、その他必要と認められる事項について連絡します。

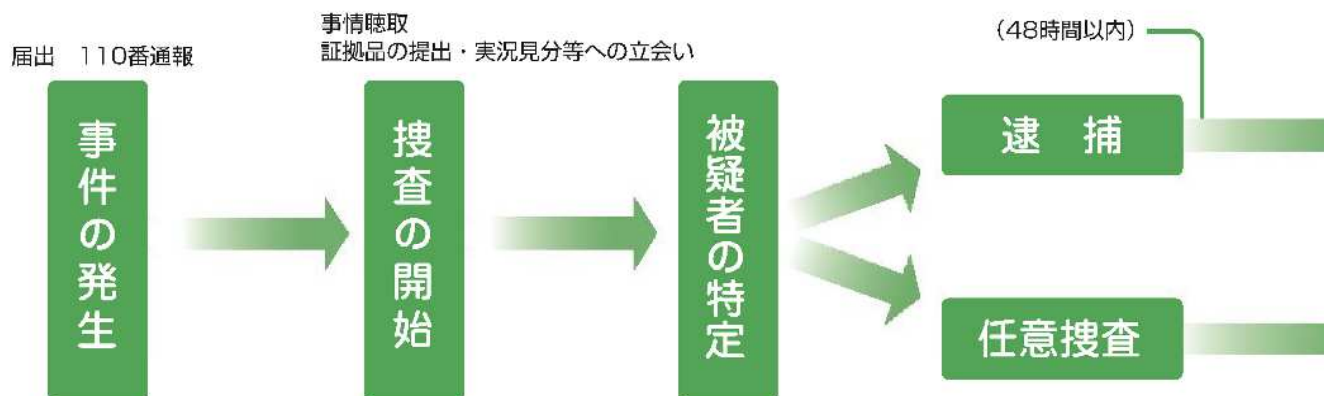
なお、事件のことを思い出したくないため、情報提供を望まない犯罪被害者等もいることから、被害者連絡は、あくまでも犯罪被害者等の意向をくんで行っています。

● 被害者連絡制度の概要



① 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供

刑事手続の流れ



◆ 捜査への協力をお願い

事件が発生してから、判決までの流れは上の図のとおりですが、被疑者を逮捕し、厳しく処罰する上で、次のようなご協力をいただくこととなります。

事情聴取

●事件の状況や被疑者の人相などについてお聞きします。
思い出したくないことやつらいこともあるかもしれませんが、被疑者を捕まえて事件を解決するため、ご協力をお願いします。

証拠品の提出

●事件のときに着ていた衣類や持ち物などを証拠品として提出していただくことがあります。
提出していただいた物は、証拠品として保管する必要がなくなれば、お返しします。

実況見分等への立会い

●事件に遭った状況などを明らかにするために行います。
被害状況の確認のため、立ち会っていただくことがあります。

捜査一般

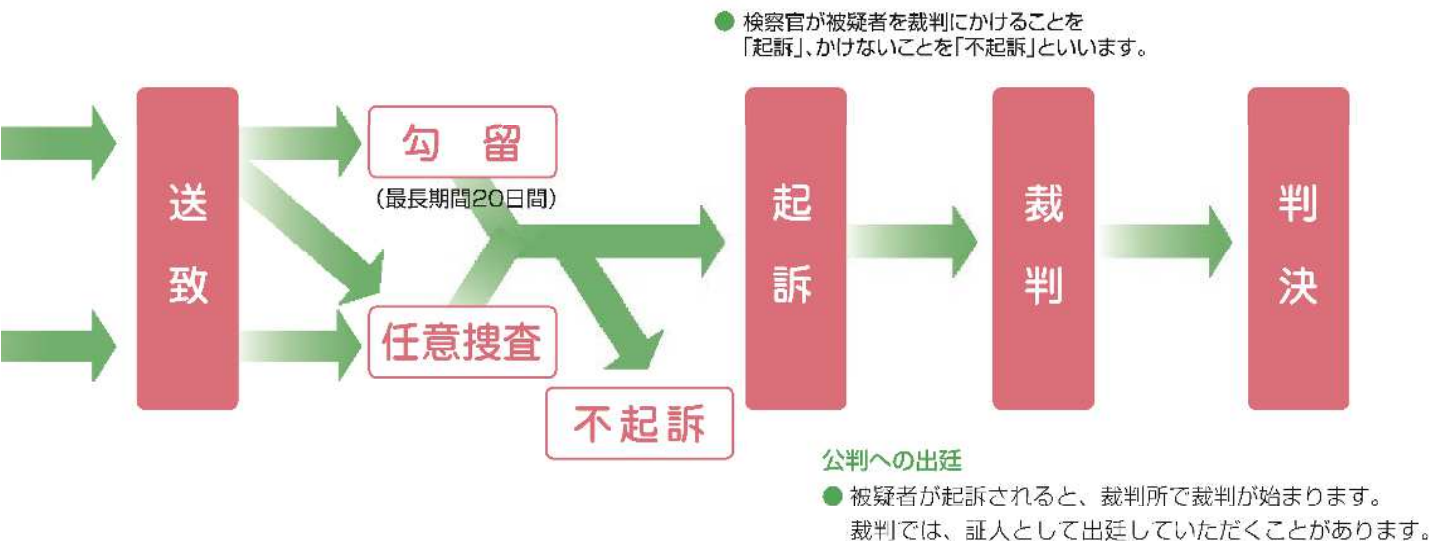
捜査過程における捜査官の言葉や行動が犯罪被害者等の心理状況に及ぼす影響は大きいものです。そこで、犯罪被害者等が捜査によって余計な負担を負わず、二次的被害を受けないよう、犯罪被害者等に接する際には、警察ではできる限りの配慮をするよう努めています。

被害届の受理に当たっては、犯罪被害者等の気持ちに配慮した方法により事情聴取が行われ、被害届の受理に関連して犯罪被害者等からの各種相談を受けた場合は、

その内容に応じて適切な処理がとられています。

また、犯罪被害者等の自宅に急行する場合においても、パトカーが自宅に来ることを犯罪被害者等が望まないような場合には、できる限り私服の警察官が目立たない車両で赴くようにしています。

特に、性犯罪、少年被害にかかる犯罪等、犯罪被害者等ができるだけ事件のことを他人に知られたくないと思うような場合は、犯罪被害者等が周囲の好奇の目にさら



平成19年6月に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、

- ①犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の創設(犯罪被害者等が、一定の要件の下で、公判期日に出席し、被告人に対する質問などを行うなど、刑事裁判に直接参加することを可能とする制度)
 - ②刑事裁判手続において犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度の創設
 - ③犯罪被害者等による損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度の創設
 - ④公判記録の閲覧・謄写の範囲の拡大
- についての法整備が行われました(①及び③については、平成20年12月1日から、②及び④については、平成19年12月26日から施行されています。)

平成20年4月に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律」により、刑事手続において、資力の乏しい被害者参加人は国費で弁護士の援助を受けられるようになりました(平成20年12月1日から施行されています。)

平成25年6月に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律」により、公判期日等に出席した被害者参加人に対し日本司法支援センターが旅費等を支給する制度が創設されたほか、国費で弁護士の援助を受けることのできる被害者参加人の資力要件が緩和されました(いずれも平成25年12月1日から施行されています。)

されないよう、犯罪被害者等のプライバシーに配慮がなされています。

さらに、犯罪被害者等の協力が必要な事情聴取、実況見分等においては、その都合をできるだけ考慮して日時を選定するなど、犯罪被害者等の心情、便宜に配慮した捜査を行っています。

このほか、犯罪被害者等に対する精神的、経済的な負担を緩和するため、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する

費用や身体犯被害者の診断書料等の費用のほか、自宅が犯罪行為の現場となったり、破壊されたりした場合などに緊急避難場所を確保するために要する経費やハウスクリーニングに要する経費、また、犯罪被害に遭われた方が亡くなられた場合に司法解剖後のご遺体をご遺族宅等に搬送したり、ご遺体を修復するために要する費用を公費により負担する制度を各都道府県警察において進めています。

3. 犯罪被害者等支援のための具体的施策

① 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供

地域警察官による犯罪被害者等訪問・連絡活動

交番等の地域警察官は、その受持ち地区に居住する犯罪被害者等の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づき訪問・連絡活動を実施しています。

この訪問・連絡活動では、

被害の回復、拡大防止等に関する情報の提供

防犯上の指導連絡

警察に対する要望・相談等の聴取

等を行っています。また、犯罪被害者等の要望を受け、周辺のパトロールを行っています。

各種相談窓口の設置

警察では、住民からの各種要望及び相談に応じる総合窓口を警察本部に設置しています。電話による相談についても、全国統一の警察相談専用電話「#9110」番を設置しており、警察本部の相談総合窓口につながっているとなっています。また、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者等のニーズに応じて、性犯罪被害相談、少年相談、消費者被害相談等個別の相談窓口を設けています。

② 精神的被害の回復への支援

カウンセリング体制の整備

犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対しては、心理学的立場からの専門的なカウンセリングが必要となることがあります。そこで、警察では、その精神的被害を軽減するため、

カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置

精神科医や民間のカウンセラーとの連携

犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度

等により、犯罪被害者等のための相談・カウンセリング体制を整備しています。

また、被害少年に対しては、専門職員（少年補導職員）が部外専門家等の助言を受けながら、カウンセリングを実施しています。

安心な社会を創るための匿名通報ダイヤル

犯罪被害者本人からの申告が期待しにくく、被害が潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、警察庁の委託を受けた民間団体が、一定の犯罪等に係る通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」を運用しています。

現在は、暴力団や匿名・流動型犯罪グループが関与する犯罪等、薬物・拳銃事犯、特殊詐欺、少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯等、オンラインカジノ賭博事犯、犯罪インフラを通報対象として、犯人の検挙や犯罪被害者等の早期保護に役立っています。



匿名通報ダイヤル

有力情報には最大100万円支給

見過ごすな！ 求む情報！

対象事案に対する犯罪情報を求めます

1. 犯罪情報提供 2. 通報者の匿名性を確保します 3. 捜査機関が捜査を進めます

匿名通報ダイヤル 0120-924-839
ウェブサイト <https://www.tokumei24.jp>
(スマートフォン対応可)



犯罪被害者に対応するカウンセラー（被害者は模擬）